

厚生労働大臣が定める掲示事項について

●入院基本料に関する事項

当院は、入院診療計画・院内感染防止対策・医療安全管理体制・褥瘡対策・栄養管理体制・意思決定支援・身体拘束最小化について厚生労働大臣の定めるの基準を満たしております。

各病棟の看護要員の構成に関しては、別掲の『病棟ごとの入院料及び看護要員の配置に係る情報提供』をご参照ください。

●基本診療料/特掲診療料の施設基準に係る届出に関する事項

当院の施設基準、特掲診療料に係る届出については、別掲の『施設基準届出事項一覧』をご参照ください。

●入院時食事療養に関する事項

当院では、入院時食事療養費（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）の届け出を行っており、医療の一環として厚生労働大臣が定める基準に適合した食事を、病状に応じて適切に提供しています。

また、温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成に努めています。

健康保険法の定める食事の負担額については別掲の『食事療養標準負担額・生活療養標準負担額』をご参照ください。

●明細書の発行状況に関する事項

当院では、領収書のほかに、算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数を記載した詳細な明細書を無料で交付する体制を整えております。

●保険外負担に関する事項

健康保険法における療養の給付に該当しない保険外負担料金（オムツ代・診断書料など）について、その使用量、利用回数に応じた実費のご負担をお願いしております。

料金に関しては、別掲の『保険外負担となる料金一覧』をご参照ください。

●特別な療養環境の提供に関する事項

当院では、特別な療養環境室をご用意しています。

ベッド数や料金に関しては別掲の『室料差額料金・設備一覧』をご参照ください。

●180日を超えて入院される患者様の保険外併用療養費自費徴収について

当院では、180日を超えて入院され、且つ入院治療の必要性が低いとされた方（医師の判断による）からは、入院基本料の15%を保険外併用療養費として自費徴収させていただきます。

金額等の詳細は、1階入退院受付カウンター⑮窓口にておたずねください。

●入院の付き添いについて

当院は、厚生労働大臣の定める基準による看護を行っている保健医療機関です。

入院される方のご負担による付き添い看護は認められておりません。